

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 保安林の解除予定
土地改良区役員の新任及び就任
- ◇公告 農地法による土地配分計画の作成
昭和三十年度県立農業協同組合講習所講習生募集
- ◇正誤 昭和二十九年鳥取県農業改良普及員採用試験
昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十一号中訂正
百三十二号中訂正

告示第六

所 在 場 所

全 面 積

解除予定
積込（面積）

解除の理由

申請者

東伯 関金 野添 泉谷 四五三ノ三

町 〇二九九

町 〇二九九

町 〇二九九

堰堤工事用地とする必 関金町長

鷺見 文憲

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

米川土地改良区

理事	野津儀市	米子市角盤町四丁目
加藤晴光	道笑町三丁目	
辻野麻治	観音寺	
大東利英	車尾	
竹中善重	目久美町	
松田宣之	上福原	
景岡勇一	東福原	
森田常藏	西福原	
山口	西福原	
戸田利昭	両三柳	

坂根嘉重	安部
桑本正吉	彦名町
木村活寿	夜見町
近藤元三	富益町
森川恒作	和田町
木村孝義	大篠津町
森脇義雄	西伯郡境港町小篠津町
杵島松太郎	佐斐神町
松篠忠	竹内町
長山英一	中野町
竹下虎義	上道町
佐々木官松	明治町
清水純	外江町
下西二郎	森岡町
柏木茂福	渡町
高梨幸治	
松下周治	
松本優治	

理事	長谷川 栄	米子市大崎
野口 薫	倉吉市小田	
船沢忠親	米子市立町四丁目	
石川良光	西伯郡境港町福定町	
野坂英明	米子市東福原	
小林君男		
渡辺岩男		
松本邦雄		
大谷理一		
中本亮治		
船越俊吾		
山福律藏		

大高村岡成土地改良区	理事	長谷川 栄	米子市大崎
		野口 薫	倉吉市小田
		船沢忠親	米子市立町四丁目
		石川良光	西伯郡境港町福定町
		野坂英明	米子市東福原
		小林君男	
		渡辺岩男	
		松本邦雄	
		大谷理一	
		中本亮治	
		船越俊吾	
		山福律藏	

理事	小林常造	鳥取市榎谷
佐野正己	東今在家	
福田隆	岩美郡宇倍野村大字国分寺	
山本正男	津ノ井村大字杉崎	
西村利直	宇倍野村大字国分寺	
森源藏		

米川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	上田義正	米子市道笑町四丁目
谷島範次	東町	
辻野麻治	観音寺	
大東利英	車尾	
佐野延寿	大谷町	
桑本正吉	安倍	
戸田利昭	両三柳	
坂根嘉重		

松田宣之	上福原	景岡勇一	西福原	山口繁	米原	清水正朝	彦名町	近藤元三	大崎	木村活寿	大崎	矢倉虎彦	森岡町	松本優治	西伯郡境港町渡町	渡辺勇	外江町	高梨幸治	明治町	浜田義太郎	上道町	下西二郎	竹内町	清水純	中野町	竹下虎義	小篠津町	佐々木宮松	米子市大篠津町	松篠忠	松島逸雄	角逸雄	杵島松太郎
森脇義雄	和町	木村孝義	富益町	森川恒作	夜見町	松下晴利	旗ヶ崎	松脇龜榮	西伯郡境港町渡町	山根虎雄	米子市富士見町	小椋智一	立町四丁目	長谷川榮	西伯郡大高村大字岡成	小林君男	大字泉	野口薫	大字岡成	船沢忠親	大字泉	渡辺岩男	大字泉	石川良光	大字岡成	野坂英明	大字泉	松本邦雄	大字泉	大谷理一	大字尾高	中本亮治	

監事 船越俊吾	大字岡成	山福律藏	大字泉	宇倍野村国分寺土地改良区	理事 大橋文治	岩美郡津ノ井村大字杉崎	森源藏	宇倍野村大字国分寺	福田利直	河村稔	小林惣吉	津ノ井村大字杉崎	鳥取県告示第五号	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。	昭和三十年一月十一日	鳥取県知事 遠藤 茂	退任した役員の名及び住所				
泊村石脇土地改良区	理事 石井良三	東伯郡泊村大字石脇	船橋精	西伯郡幡郷村大字坂長	長谷川知賢	大字大殿	福田繁治	野口知明	湯原健	湯原良一	建井広孝	長谷川衛敏	八幡	棚田時次郎	野口安藏	平木勘太郎	棚田幸成	木村輝光	高田貞衛	杉村晴正	福市

中谷延惠	香田清重	福市
稻田眞治	本田章晴	"
都田清市	中谷延惠	"
監事	建井広孝	福市
田辺貞市	諏訪	福市
理事	西伯郡幡郷村大字大殿	
福田繁治	大字坂長	
長谷川知賢	米子市諏訪	
野口知明	八幡	
船橋精		
湯原健		
建井末治		
生田道夫		
長谷川雅夫		
棚田時次郎		
末次藤吉		
藤原重正		
平木勘太郎		
木村英男		

鳥取県告示第六号
 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条
 第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので、同
 条第三項の規定により次のとおり告示する。
 昭和三十年一月十一日
 鳥取県知事 遠藤 茂

区 分	地 区 名	所 在 地		入 植 者	団 体
		郡市	町村		
土地	明治	鳥取	上原	一	二、五三〇〇
	山守外二 (眞野原)	東伯	明高 野添	一	六、五〇〇〇
	高城(昭和)	倉吉	下福田	一	一、七四二三
	(服部)	東伯	八橋	一	三、六九一〇
	奥岩本	東伯	八橋	三	一六、三九〇六
	山守外二 (一向平)	"	野井倉	三	一一、七七〇〇
	(笹ヶ平)	"	野添	三	一一、一九〇〇
	中楨原	西伯	赤松	一	三、六〇〇〇
	岩伏	西伯	大山 豊房	三五	九二、八一〇〇
	浅山	"	逢坂 松河原、 高橋	一	二、〇一九
	溝口外二 (大平原)	日野	溝口 上野	一	二、二四〇〇
工作物	岩伏	西伯	逢坂 高橋	一	一式

公 告

昭和三十年年度鳥取県立農業協同組合講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県立農業協同組合講習所講習生募集要領

一 講習目的

農民の経済を豊かにしてその生活の安定を図るため農業協同組合運動に挺身しようとする有為の青年を育成するものであつて、教育方針は卒業後農業協同組合の運営担当者として、組合員と共に生きる精神を陶冶し組合の経営を通じて農民の経済をより豊かにしようとする信念を確立させて組合経営の技能を把握させることにある。

二 位 置

鳥取市湖山 県立鳥取農業高等学校校舎内

三 講義の内容

1 一般基礎科目

法学概論、経済学、農業生産論、農村社会学、農業政策、農業経済学、体育

2 専門科目

協同組合論、協同組合史、組合関係法規、農協経営総論、経営分析、農協経営各論（購買事業、販売事業、農業倉庫事業論、農村工業、農協共済、農協指導事業、金融事業）会计学及び組合簿記、組合監査、商業通論、組合実務、珠算、農業共済、論文作成指導、特別講義、実務実習

四 講習期間

十一箇月間（内二箇月は実務実習）

五 募集人員

三十人

六 応募資格

満三十才までの者で新制高等学校卒業業者及び旧制中等学校卒業業者並びにこれと同等以上の資格を有すると認められる者。

七 応募手続

入所しようとする者は願書に次の書類を添え募集期限までに所長宛提出すること。

- 1 履歴書、身体検査書、最終学校の学業成績証明書
- 2 推薦書（最近出身学校長又は出身市町村農業協同組合長、同連合会長の推薦に係るもの）

八 出願期間

昭和三十年三月十日から四月二十日まで

九 選抜方法

- 1 書類審査
 - 2 口答試験（簡単な筆記試験を行うことがある）
- 十 選抜期日及び場所

米子農協会館 四月二十六日（火）午後一時から

河北農業高等学校 四月二十七日（水）午前十時から

農業協同組合講習所 四月二十八日（木）午前十時から

十一 許可の通知

入所許可者には郵便その他の方法により通知する。

十二 入所期日

昭和三十年五月十日

十三 経費

- 1 講習生に対しては授業料は徴收しない。
- 2 寄宿舎に入舎した講習生は、舎費及び食費を自弁とする。

十四 願書様式

農業協同組合講習所入所願書

このたび農業協同組合講習所に講習生として入所したので関係書類を添えお願ひします。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

右 氏

名 印

鳥取県立農業協同組合講習所所長殿

通学方法

徒歩 自転車 バス 汽車

下宿 寄宿舎

昭和二十九年鳥取県農業改良普及員採用試験につき次のように公告する。

昭和三十年一月十一日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

農業改良普及員

職務の概要 専門的科学的知識及び技術に基いて、直接農民に接して各農作物の育成、繁殖、病害虫防除、土壌の調査及び改良、家畜管理、畜力機械力の利用等、主として生産技術の改良普及と経営の改善を図ることを指導する職務で、この職務を行うには専門的知識及び技術の修得又は経験が必要とする。

給与 初任給は原則として五級一号（六、六〇〇円）

で、この外扶養家族があれば扶養手当が又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。

二 受験できる者

この試験は(1)の受験資格を有し、(2)の欠格事項のいす

れにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

次の各号の一に該当する者で、農業改良普及員の資格試験に合格しているか又は資格を有する見込のある者。

- 1 学校教育法による大学、都道府県立農業講習所又はこれに相当する学園において、農業に関する正規の過程を修めて卒業した者又は卒業見込の者。
- 2 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校若しくは農事講習所において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者。

- 3 専門学学卒業程度検定試験により、農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定若しくは旧中学校、高等女学校教員検定により農業に関する学科目の検定に合格している者。
- 4 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令による実業学校、旧高等女学校令による高等女学校、旧中学校令によ

る中学校又はこれらに相当する学校、学園を卒業した者、又は卒業資格検定試験に合格した者で、卒業又は検定試験合格後次のいずれかの職務又はその通算した職務歴が三年以上の者。

イ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する

団体の農業に関する試験研究又は教育。

ロ 国、地方公共団体又はその他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導奨励又は実務。

5 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該教育機関における修業年限と前号(イ)、(ロ)の職務に従事した期間を通算して三年以上に達する者。

6 人事委員会が前各号に該当する者又は同等以上と認めたる者。
年令は制限いたしません。

男女の別を問いません。

(2) 欠格事項

- 1 日本の国籍を有しない者。
- 2 禁治産者及び準禁治産者。
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- 4 鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者。
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

三 試験の方法

試験はその対象となる職に必要な知識、経験、技術等に依りて、次の方法によつて行います。

第一次試験

1 教養試験 公務員として必要な一般的知能及び教養について行います。

2 専門試験

必須科目 一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料
三 病虫害 四 畜産 五 農機具 六
農業経営 七 農政時事問題
選択科目(二科目だけ)
一 農業気象 二 植物生理 三 家畜
生理及び衛生 四 家畜飼養 五 農畜
産加工 六 農業簿記 七 林業一般
八 農業土木

3 実地試験

農民に対し農業の改善に関する教示及
び実地展示を行うために必要な科学的
技術及び知識について行います。

第二次試験

口頭試問 主として人物についての面接による試験
を行います。

身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて行います。

身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、
その他について身上調査を行います。

備考

1 筆記試験のうちの「専門試験」は鳥取県知事が行
う「昭和二十九年年度農業改良普及員の資格試験」と
共同で行います。

2 既に農業改良普及員の資格試験に合格している方
は、その専門試験を受ける必要はありません。しか
し採用、試験が成績順位をつけるため、以前の資格
試験の成績が余り良好でなく、改めて専門試験を受
けたいと希望される方は受けることができます。

3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行いま
す。

四 試験の日時及び場所

第一次試験

(1) 教養試験だけ受験する者

昭和三十年二月九日(水)午前八時三十分から

(2) 専門試験も受験する者

昭和三十年二月七日(月)から昭和三十年二月十日
(木)まで 毎日午前八時三十分から

場所 鳥取市吉成鳥取県農業試験場

試験結果の発表

昭和三十年二月下旬県庁前に掲示するほか合格者に
通知します。

第二次試験

昭和三十年三月上旬に行いますが、別に本人に通知
します。

場所 鳥取市 本人に通知します。

試験結果の発表

昭和三十年三月中旬県公報に登載し、県庁前に掲
示するほか、合格者に通知します。

五 合格から採用までの経路

1 合格者は農業改良普及員採用候補者名簿に登載さ
れた上、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、
そのうちから採用者が決定されます。従つて合格者
は全部が必ずしも採用されるとは限りません。
2 採用候補者名簿の有効期間は原則として一年間と
なっています。

六 受験手続

申込書

申込書は鳥取市東町鳥取県人事委員会事務局で交付
します。申込用紙を郵便で請求される際は、必ず
「十四切手をはつた宛先明記の返信用封筒」を同封
して下さい。

申込先及び申込手続

1 採用試験申込用紙に必要な事項を記入し「人事委員
会事務局」に提出の上、受験票を受領して下さい。

2 資格試験を併せて受験する方は「人事委員会事務
局」に申込されると同時に、県庁「農林部農業改良
課」に所定の様式で受験の申込をして下さい。

又専門試験を受験する方は「申込書」の(1)に「専門
試験受験(撰択○○)」と朱記して下さい。

3 採用試験申込書を郵送する際は、封筒の表に「農
業改良普及員採用試験申込」と朱書し「十四切手
はつた宛て先明記の返信用封筒」を必ず同封して
下さい。

4 受領した受験票には最近六ヵ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向のもの)を貼りつけて、試験当日持参して下さい。写真のない場合には受験できません。

受付期間

昭和三十年一月十七日(月)から昭和三十年二月五日(土)正午まで。
郵送の場合には昭和三十年二月五日(土)の正午までの着信に限って受付けます。

七 その他

この試験の詳細については「人事委員会事務局」に照会して下さい。

正 誤

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県規則第六十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段
一 下 別表(1) 一 誤 正

この施設の施行主体は市町村森林組合に限ること。
この施設の施行主体は市町村又は森林組合に限ること。

昭和二十九年十二月二十八日鳥取県告示第六百三十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 六

誤 津ノ井村 岩美 津ノ井 生山 一五 一、八二一五
正 津ノ井村 岩美 津ノ井 生山 一六 一、八二一五

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所
鳥取県鳥取市東町取印所